

2021年 司法書士本試験

本試験〈詳細〉分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

講師レジュメ①・午前択一

松本 雅典

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) *	合計
組合せ	R3	3	20	3	8	34
	R2	3	20	3	9	35
	R1	3	17	3	8	31
	H30	2	18	3	8	31
	H29	1	20	3	6	30
単純 正誤	R3				1	1
	R2					0
	R1		3		1	4
	H30	1	2		1	4
	H29	1			3	4
個数	R3					0
	R2					0
	R1					0
	H30					0
	H29	1				1

*会社法（商法）は、平成18年度～平成27年度は、平成21年度第27問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだったが、平成28年度から単純正誤問題・個数問題が出題されるようになった

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	R3	3	20	3	9	35
	R2	3	20	3	9	35
	R1	2	20	3	9	34
	H30	3	20	3	9	35
	H29	3	20	3	9	35
学説	R3					0
	R2					0
	R1	1				1
	H30					0
	H29	(2) *				(2)

*平成29年度は、憲法において肢レベルで学説問題が出題(第2問・ウ, 第3問・エ・オ)。
かつての刑法の出題形式。

2 分析表

※「Rank」分け

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

1. 科目別

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
R3 基準点：?問	A	3	19	3	4	29
	B		1		5	6
	C					0
R2 基準点：25問	A	1	14	3	5	23
	B	2	5		4	11
	C		1			1
R1 基準点：25問	A	2	12	2	3	19
	B	1	6	1	5	13
	C		2		1	3
H30 基準点：26問	A	3	13	2	3	21
	B		7	1	4	12
	C				2	2
H29 基準点：25問	A		14	2	5	21
	B	1	6	1	3	11
	C	2			1	3

2. 問題別・肢別

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストと、Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメのものです。

■憲法

- ・『Realistic Text 憲法』（講座専用テキスト）

■民法

- ・表の上段：債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』
- ・表の下段：『【第3版】リアリスティック民法』
- ・『【債権法改正・相続法改正対応版&第3版】リアリスティック不動産登記法』
- ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』
- ・『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

■刑法

- ・『Realistic Text 刑法』（講座専用テキスト）

■会社法（商法）

- ・『【第2版&2021年度向け講座用】リアリスティック会社法・商法・商業登記法』

※「**過**×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「**テ**×**過**×」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問	ア	96.2%	A	T	P41	22-2-オ
	イ					
	ウ			T	P43	22-2-ア
	エ			T	P22	
	オ			T	P38	27-1-イ, 15-1-2
第2問	ア	76.2%	A	T	P74~75	
	イ			T	P75	
	ウ			T	P78	23-1-ア
	エ			T	P84	24-1-オ
	オ			T	P84	24-1-エ

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第3問 ④×	ア	89.6%	A	T	P151	27-2-ア
	イ			T	P146・149	(27-2-ア)
	ウ			T	P142・143・131	
	エ			T	P145・142	
	オ			T	P144	
第4問	ア	86.5%	A	T	I P70 I P70	15-4-ア
	イ			T	I P71 I P71	14-20-ア, 60-1-5, 60-17-2
	ウ			T	I P80 I P80	
	エ			T	I P69 I P69	25-4-ウ
	オ			T	I P73 I P73	
第5問 ④×	ア	75.0%	A	T	I P130 I P129	(30-4-エ)
	イ			T	I P129 I P128	
	ウ			T	I P131 I P130	(23-5-オ, 6-5-オ)
	エ			T	I P197 I P194	
	オ			T	ⅢP110 ⅢP108	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第6問	ア	87.7%	A	T	ⅢP361 ⅢP353	3-6-3
	イ			T	I P255 I P253	
	ウ			T	I P265 I P261	26-6-エ, 61-4-4
	エ			T	ⅢP361 ⅢP353	22-19-イ
	オ			T	I P235 I P233	11-2-ア, 1-2-2
第7問 ㊦× ㊧×	ア	93.1%	A	T	ⅡP12 ⅡP12	29-8-オ, 24-8-4, 18-11-イ, 14-8-エ
	イ			T	ⅢP281 ⅢP274	29-7-イ, 14-8-イ, 11-16-ア, 8-15-4
	ウ			T	ⅡP8 ⅡP8	
	エ				(ⅢP287) (ⅢP280)	
	オ					
第8問	ア	73.8%	A	T	ⅡP21 ⅡP21	
	イ			T	ⅡP62 ⅡP62	21-9-オ, 12-13-ウ, 4-17-エ
	ウ			T	ⅢP318~319 ⅢP310	23-8-ア
	エ			T	ⅡP25 ⅡP25	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第9問	ア	86.5%	A	T	ⅡP93 ⅡP93	22-8-ウ
	イ			T	ⅡP92 ⅡP92	5-14-エ
	ウ			T	ⅡP109・91 ⅡP109・91	29-9-ウ, 27-9-イ, 16-13-ア, 63-15-3, 62-13-4, 62-13-5
	エ			T	ⅡP94・90 ⅡP94・90	
	オ			T		
	オ			T		
第10問	ア	89.2%	A			
	イ			T	ⅡP147 ⅡP147	26-10-エ
	ウ					
	エ			T	ⅡP153 ⅡP153	26-10-オ, 20-12-オ
	オ			T	Cランク講座 ⅡP2	
第11問	ア	77.7%	A	T	ⅡP185 ⅡP185	29-18-オ, 17-11-エ
	イ			T	ⅡP190 ⅡP190	R2-11-ウ, 26-11-ウ, 26-11-エ, 24-11-イ, 10-12-イ, 1-9-4, 57-9-3
	ウ			T	ⅡP194 ⅡP194	25-12-1
	エ					
	オ			T	ⅡP190 ⅡP190	29-11-ウ, 26-11-オ, 16-14-イ, 1-9-1, 1-9-2
	オ			T		

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第12問	ア	85.8%	A	T	ⅡP211 ⅡP211	14-7-ア
	イ					
	ウ			T	ⅡP211 ⅡP211	61-6-4
	エ			T	ⅢP115・113 ⅢP113・111	
	オ			T	ⅡP209 ⅡP209	19-13-イ, 62-14-1
第13問	ア	88.8%	A	T	ⅡP248 ⅡP248	30-14-オ, 19-16-イ
	イ			T	ⅡP246 ⅡP246	
	ウ			T	ⅡP235 ⅡP235	R 2-13-ア, 23-13-オ
	エ			T	不 I P494	午後 29-14-エ, 午後 14-16-ア, 午後 10-20-ア, 午後 5-16-イ
	オ			T	ⅡP240~241 ⅡP240~241	26-12-オ, 23-13-エ, 17-14-ウ
第14問	ア	88.8%	A	T	不 ⅡP140	25-15-ウ, 17-16-ウ, 5-15-イ, 1-12-2
	イ			T	不 ⅡP98	29-14-イ
	ウ			T	不 ⅡP110	(午後 9-24-2)
	エ			T	不 ⅡP149	29-14-エ
	オ			T	不 ⅡP124	午後 29-25-ウ, 27-14-ウ, 22-15-イ, 9-24-4

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第15問	ア	73.1%	A	T	ⅡP321 ⅡP321	29-15-オ, 19-12-ウ
	イ			T	ⅡP324 ⅡP324	29-15-エ, 24-15-イ
	ウ			T	ⅡP322 ⅡP322	28-15-オ
	エ			T	ⅡP326 ⅡP326	27-15-イ
	オ			T	ⅡP328 ⅡP328	27-15-ウ, 11-9-エ
第16問 ⑩×	ア	74.6%	A	T	ⅢP140 ⅢP137	(25-17-ウ, 17-18-ア)
	イ					
	ウ			T	ⅢP163 ⅢP159	18-17-オ, 4-10-イ
	エ			T	ⅢP146 ⅢP143	
	オ				(ⅢP148) (ⅢP145)	
第17問	ア	74.2%	A	T	ⅢP168 ⅢP164	
	イ			T	ⅢP169 ⅢP165	28-19-ア, 22-19-オ, 4-1-2
	ウ			T	ⅢP174 ⅢP170	20-19, 16-18, 12-5, 5-6-ウ
	エ			T	ⅢP171 ⅢP167	
	オ			T	ⅢP168 ⅢP164	24-16-2, 4-6-2, 61-9-1, 57-7-4

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第18問 ⑩×	ア	70.0%	A	T	ⅢP250 ⅢP244	60-2-3
	イ			T	ⅢP243~244 ⅢP237	
	ウ			T	ⅢP238 ⅢP232	
	エ			T	ⅢP245 ⅢP238	(19-20-ウ, 60-2-5)
	オ			T	ⅢP245~246 ⅢP239	(19-20-イ)
第19問 ⑩×	ア	81.9%	A	T	ⅢP296 ⅢP289	(午後R 2-20-オ, 午後R 1-19-ウ, 22-10-ア, 2-17-4)
	イ			T	ⅢP280 ⅢP273	
	ウ			T	ⅢP267 ⅢP260	
	エ			T	ⅢP269 ⅢP261	
	オ			T	ⅢP271 ⅢP263	
第20問	ア	84.2%	A	T	ⅢP393 ⅢP385	3-12-3
	イ			T	ⅢP396 ⅢP388	
	ウ			T	ⅢP385 ⅢP377	
	エ			T	ⅢP398 ⅢP389	24-21-エ, 18-22-2, 14-19-ア, 5-19-ウ, 3-12-5
	オ			T	ⅢP411 ⅢP403	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第21問 ㊦×	ア	80.8%	A	T	ⅢP428 (460～461) ⅢP420 (452)	25-21-オ, 12-20-エ
	イ			T	ⅢP465 ⅢP456	
	ウ			T	ⅢP460 ⅢP451	
	エ			T	ⅢP468 ⅢP460	(26-21-オ)
	オ			T	ⅢP469 ⅢP461～462	29-21-イ, 28-21-イ, 12-22-ウ, 6-21-オ
第22問 ㊦×	ア	80.0%	A	T	ⅡP39 ⅡP39	28-22-2, 25-7-ウ, 17-8-オ, 13-6-3, 6-18-オ, 4-14-ウ, 58-15-3
	イ					
	ウ			T	ⅢP509 ⅢP501	
	エ			T	ⅢP495 ⅢP487	5-20-5
	オ			T	会 I P259	
第23問	ア	48.1%	B	T	訴 66	午後 28-2-イ
	イ			T	不 I P260	午後 20-24-オ
	ウ			T	ⅢP558 ⅢP551	
	エ			T	ⅢP557 ⅢP550	
	オ			T	ⅢP557 ⅢP550	8-22-オ

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第24問	ア	90.8%	A	T	P28	5-26-2
	イ			T	P75	R 1-24-オ, 26-24-イ, 14-25-5, 2-25-1
	ウ			T	P26	23-24-ア
	エ			T	P25~26	
	オ			T	P29	23-24-イ
第25問	ア	85.0%	A	T	P140	
	イ				(P124)	
	ウ			T	Cランク講座 ⅡP36	
	エ			T	P143	22-25-ア
	オ			T	P127	22-25-オ, 20-26-ア
第26問	ア	74.2%	A	T	P171	
	イ			T	P173	19-27-エ,
	ウ			T	P174	
	エ			T	P83	3-28-イ
	オ			T	P173	56-28-5
第27問 ⑥×	ア	84.2%	A	T	I P76~77 (86~87)	
	イ			T	I P93	3-37-3
	ウ					
	エ			T	I P86	
	オ			T	ⅡP388	26-27-オ
第28問 ⑦× ⑥×	ア	42.3%	B	T	I P213	
	イ			T	I P213	
	ウ					
	エ			T	I P219	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 29 問	1	67.7%	B	T	Ⅱ P73～74・ 84～85	
	2			T	Ⅱ P52	23-29-ウ
	3			T	Ⅱ P68	23-29-ア
	4			T	Ⅱ P45・12	
	5			T	Ⅱ P53	19-30-ア
第 30 問 Ⓐ×	ア	63.1%	B	T	I P418	
	イ			T	I P414	
	ウ			T	I P511	
	エ					
	オ			T	I P416～417	
第 31 問 Ⓐ×	ア	43.5%	B	T	I P485	
	イ			T	I P483	28-31-ウ
	ウ			T	I P484	
	エ			T	I P485	(28-31-エ)
	オ			T	I P510	
第 32 問 Ⓐ×	ア	75.3%	A	T	Ⅱ P164	
	イ			T	Ⅱ P160	
	ウ			T	Ⅱ P161	61-31-5
	エ			T	Ⅱ P160	
	オ					
第 33 問 Ⓐ×	ア	71.4%	A	T	Ⅱ P208	8-35-2
	イ			T	Ⅱ P237	19-34-オ
	ウ			T	Ⅱ P88	(29-33-エ)
	エ				(Ⅱ P239)	
	オ					
第 34 問 Ⓐ×	ア	53.7%	A	T	Ⅱ P465	
	イ					
	ウ			T	Ⅱ P128	(午後 12-33-イ)
	エ			T	Ⅱ P466	
	オ			T	Ⅱ P466	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 35 問 ㊦ × ㊧ ×	ア	80.7%	A			
	イ					
	ウ			T	II P532	
	エ					
	オ					

【MEMO】

3. 過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 30 年度, 平成 21 年度, 平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント)

56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3				
																																									3	3%		
																																									1	4%		
																																								2	2	6%		
																																									13	20%		
																																									7	28%		
																																									5	8	33%	
																																									7	7	40%	
																																									5	11	46%	
																																									4	6	50%	
																																									6	7	56%	
																																									7	7	64%	
																																									1	9	65%	
																																										2		67%
																																										6	4	73%
																																										1	8	74%
																																									0	3	74%	
																																									0	5	74%	
																																									1	3	75%	
																																										2	2	78%

cf. 令和2年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成30年度, 平成21年度, 平成14年度で出題されていれば平成30年度のみでカウント)

57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2		
																																						1	1%	
																																						1	2%	
																																						0	2%	
																																						9	12%	
																																						6	19%	
																																						13	33%	
																																						3	14	37%
																																						3	5	40%
																																						3	9	43%
																																						1	4	44%
																																						5	3	50%
																																						9	7	60%
																																						3	13	63%
																																						3	7	67%
																																						2	5	69%
																																						1	4	70%
																																						3	7	73%
																																						2	10	76%
																																						6	3	82%

cf. 令和元年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの (ex. 平成 29 年度, 平成 21 年度, 平成 14 年度で出題されていれば平成 29 年度のみでカウント)

58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
																													2	2%						
																													2	5%						
																													0	5%						
																													7	13%						
																													5	19%						
																													8 6	28%						
																													3 9	32%						
																													1 4	33%						
																													4 4	37%						
																													3	41%						
																													3 6	45%						
																													1	46%						
																													5	52%						
																													6 8	59%						
																													2 9	61%						
																													5 5	67%						
																													1	68%						
																													3 5	72%						

58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
																		0	4												72%					
											1	1																		73%						
												1	7																74%							
													1	5															75%							
														1	4															76%						
															3	3													80%							
																5	4												86%							
																	0	12											86%							
																		0	6												86%					
																			2	2										88%						
																				2	3									91%						
																					2	7								93%						
																						0	5							93%						
																							1						94%							
																								2					96%							
																									2				99%							
																										0			99%							
1	2																												100%							

3 内容および令和4年度の対策

1. 各科目の令和3年度の内容および令和3年度の対策

注意

令和3年度の傾向のみから令和4年度の対策を考えず、**近年の傾向から考える**

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
憲法	総論	<p>①なし</p> <p>※28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題</p>	<p>①憲法の分類</p> <p>1. 内容による分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>形式的意味の憲法</p> <p>: 憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。</p> <p>ex. 日本国憲法</p> <p>固有の意味の憲法</p> <p>: 国家の統治の基本を定めていれば憲法</p> <p>ex. 日本国憲法</p> <p>実質的意味の憲法</p> <p>: 特定の内容を有すれば憲法。形式は問わない。</p> <p>立憲的意味の憲法</p> <p>: 固有の意味の憲法であって、自由主義に基づいていれば憲法</p> <p>ex. 日本国憲法</p> <p>2. 形式による分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>成文憲法: 憲法典の条文の形式による憲法</p> <p>ex. 日本国憲法</p> <p>不文憲法: 憲法典の条文の形式によらない憲法</p> <p>ex. イギリスの憲法（権利章典，国会法など）</p> <p>3. 改正のしやすさによる分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>硬性憲法: 憲法改正に特別の手続を要する憲法</p> <p>ex. 日本国憲法</p> <p>軟性憲法: 通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法</p> <p>ex. イギリスの憲法</p>

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
	人権	<p>①新しい判例（平成20年以降）なし</p> <p>②未出題の分野からの出題なし</p>	<p>①判例学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい判例（平成20年以降）の対策も行う ∵ R2-1-ア（最判平20.4.11）や30-1-エ（最判平20.3.6）で出題 ・判例の流れを説明した講義またはテキストを利用する（29-1） ・判旨は、22-2および24-1の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 <p>②未出題の分野の対策もしっかりと行う ∵ R2-2は、人身の自由から初めて出題</p>
	統治	<p>①条文問題の出題あり（第3問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1-2-イ・ウ ・29-2-イ・エ 29-3-ア・ウ ・28-3 ・27-2 ・26-2 	<p>①条文対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文の音声学習を行う ・条文知識の思い出し方を考える
	学説問題	<p>①学説問題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1-3 ・29-2-ウ、29-3-エ・オが4年ぶりの学説問題だった 	<p>①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶</p> <p>∵ 憲法の学説問題は、民法と異なり、知識がないと正解できないものが多い →それ以外は、(答練・問題集)・模試で問題演習</p>
	空欄補充問題	<p>①今年度はなし</p> <p>ただ、憲法が最も多い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30-3 ・29-1 ・27-3 ・24-2 ・22-1 ・21-1 ・19-1 	<p>①空欄補充問題の解き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補のみを考える ・判断しなくていい空欄もあり得る ・最後のほうまで読まないと絶対にわからないこともある →問題演習が重要

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
民法	学説 問題	①なし ※7年連続（H27～R3）	①テキスト掲載の学説の内容，理由および批判は本当に余裕がある方のみ記憶。出題確率はかなり低いので，絶対に重視はしない。
	総則	①すべて典型論点からの出題 ・成年後見（第4問） ・錯誤（第5問） ・消滅時効（第6問） ※代理は2年に1回に ・R2-5 ・30-5 ・28-5 ・26-5 ②債権法改正メイン（条文ばかり） ・第5問・ア・イ・ウ・エ・オ ・第6問・ア・イ・エ ③考えさせられる事例問題なし	①これまでどおり ②債権法改正の学習は条文中心で行う ③総則は，1問は考えさせられる事例問題が出ることが考えられる。特に時効に多い（29-6，28-6，26-6，25-6）。 →過去問・答練・模試で事例問題の練習
	物権 総論	①出題数4問（R2は4問，R1，H30は5問） ・物権的請求権（第7問） ・物権変動（第8問） ・占有（第9問） ・地上権・地役権（第10問） ②債権法改正（条文） ・第7問・イ	①これまでどおり ②債権法改正の学習は条文中心で行う

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
	担保 物権	<p>①出題数5問（R2は5問，R1，H30年度は4問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先取特権（第11問） ・質権（第12問） ・抵当権（第13問） ・根抵当権（第14問） ・譲渡担保権（第15問） <p>※昨年度と同論点</p> <p>②債権法改正（条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12問・エ <p>③譲渡担保権（第15問）</p> <p>で，未出判例が問われていない</p>	<p>①抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり</p> <p>②債権法改正の学習は条文中心で行う</p> <p>③抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす</p> <p>【譲渡担保権の未出判例】</p> <p>■譲渡担保とは</p> <p><u>①最判平18.2.7</u></p> <p>買戻特約付売買契約の形式が採られていても，目的不動産の占有の移転を伴わない契約は，特段の事情のない限り，債権担保の目的で締結されたものと推認され，その性質は譲渡担保契約と解するのが相当である。</p> <p>∴判例は，契約の形式にとらわれることなく，担保の実質に即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとってきている。</p> <p>■譲渡担保権の法的構成</p> <p><u>②最判平5.2.26</u></p> <p>譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に，損害保険から得られる被保険利益は，譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。</p> <p>∴近時の判例は，譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが，設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので（判例の正確な位置づけを記憶する必要はない），譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。</p>

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
			<p>■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲</p> <p>※下記③④の判例の事案</p> <div data-bbox="847 330 1181 552" style="text-align: center;"> </div> <p>③最判昭40.12.17</p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>設定者が建物を使用するとき</u>は、<u>土地の所有者の承諾は不要</u>である。</p> <p>∴民法612条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>④最判平9.7.17(28-15-エで出題)</p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用するとき</u>は、<u>土地の所有者の承諾が必要</u>である。</p> <p>∴民法612条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>■受戻権</p> <p>⑤最判昭57.1.22</p> <p>譲渡担保の設定者の<u>受戻権</u>は、<u>消滅時効にかからない</u>。</p> <p>∴一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。</p>
	債権	<p>①債権法改正中心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁済(第16問・ア・イ・エ) ・相殺(第17問・イ・ウ) ・売買(第18問・イ・エ) ・賃貸借(第19問・ア・イ・ウ・オ) <p>②債権法改正は条文問題</p>	<p>①債権法改正も含めて学習</p> <p>②債権法改正は条文中心の学習を行う</p>

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
	親族	<p>①複雑な事例問題なし</p> <p>②未出判例・最新判例の出題なし</p>	<p>①複雑な事例問題 (ex. 26-20) が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする</p> <p>②余裕があれば未出判例・最新判例を押さえる ex. R 2-20-オ (最判平 26. 4. 14), R 1-20-4 (最決平 19. 3. 23)</p> <p>■嫡出推定が及ぶか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫡出推定が及ぶ → 嫡出否認の訴えで父子関係を否定 ・嫡出推定が及ばない → 親子関係不存在確認の訴えで父子関係を否定 <p>判断基準</p> <p>「婚姻の成立の日から 200 日を経過した後」または「婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内」に生まれた子でも、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実のあるときに嫡出推定が及ばない。</p> <p><u>①最判平 10. 8. 31</u></p> <p>「夫婦が子の出生する九箇月余りに別居し、夫婦間にはその以前から性交渉がなかったが、夫は、別居開始から子の出生までの間に、妻と性交渉の機会を有したほか、妻となお婚姻関係にあることに基づいて婚姻費用の分担金や出産費用の支払に応ずる調停を成立させたなど判示の事実関係の下においては、嫡出否認の訴えによらずに夫が提起した親子関係不存在確認の訴えは、不適法である。」</p> <p><u>②最判平 12. 3. 14</u></p> <p>「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情が存在することの一事をもって、夫が、民法 772 条により嫡出の推定を受ける子に対して、親子関係不存在確認の訴えを提起することは許されない。」</p> <p><u>③最決平 25. 12. 10</u></p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、民法 772 条の規定により夫の子と推定されるのであり、夫が妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に実質的に同条の推定を受けないということとはできない。」</p>

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
	相続	①計算問題なし ②相続法改正 ・第22問・ア・エ ・第23問・イ・ウ・エ ③最新判例の出題なし	①計算問題 (ex. R1-23) や複雑な事例問題 (ex. 28-23, 25-22, 24-23) が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする ②相続法改正の学習を行う ③余裕があれば最新判例を押さえる <u>最判平 27. 11. 20</u> 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれている……民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、 <u>遺言を撤回したもの</u> とみなされる。
刑法	出題 論点	①出題実績のない論点からの出題 (R1-26 [名誉毀損罪]) なし ・故意 (第24問) ・強盗罪 (第25問) ・盗品等に関する罪 (第27問)	①テキスト掲載の犯罪に絞る
	学説 問題	①なし ※17年連続 (平成16年度以来なし)	①本当に余裕がある方のみ記憶。絶対に重視はしない。
会社法 (商法)	難易 度	①会社法の難易度としては例年どおり	①難化しても基本的な問題を確実に得点するのが第一
	平成 26年 改正	①11/45肢 (第28問・ア～オ, 第31問・ア～オ, 第32問・エ) ・R2 : 10/45肢 ・R1 : 1/45肢 ・H30 : 1/45肢 ・H29 : 0/45肢 ・H28 : 13/45肢 ・H27 : 1/45肢	①改正点も通常どおり学習

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
	令和元年改正	①0/45肢	①多数問われる可能性あり（平成26年改正の例）
	設立	①H30まで難化傾向が続いていたがR1以降は基本問題（第27問） ②純粋な設立以外の肢が含まれることが多い（第27問・オ） ・30-27-ア・オ ・28-27-オ ・27-27-エ・オ ・26-27-イ・オ ・24-27-ア	①答練・模試の知識を拾う ②純粋な設立以外の肢が含まれる前提で解く
	判例	①第27問・エが一応判例	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
	学説問題	①なし ※7年連続（H27～R3）	①これまで出題された会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難なので（26-31, 25-32, 22-31），特段の対策はしない
	商法	①商行為各論からの出題（第35問） 【商法の構成】 第1編 総則 第2編 商行為 第1章 総則 第2章 売買 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第5章 仲立営業 第6章 問屋営業 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業	①商行為各論まで学習したほうがいい ∵H21以降6/13（R3-35, R2-35, R1-35, 30-35, 23-35, 22-35）が商行為各論 【商行為各論の未出論点】 第3章 交互計算 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業

科目	分野	令和3年度の内容	令和4年度の対策
		第9章 寄託（場屋営業） 第3編 海商	

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる

3. 「択一再現」を行う（思考過程を書き出す）

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∵ そうしないと成長しない

ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった

ex2. 刑法の苦手意識は克服できた

ex3. （専業受験生の方）1日の勉強時間が10時間をきることはなかった

ex4. （兼業受験生の方）1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」（全129回）
		演習講座「過去問手薄分野カバー択一演習」（全4回）
		演習講座「本試験リメイク記述演習」（全6回）
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『【第3版】司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I [総則]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック2 民法II [物権]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック3 民法III [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法I』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法II』（辰巳法律研究所）
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法I』（辰巳法律研究所）
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法II』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』（辰巳法律研究所） ※2021年9月発売予定
		『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』（辰巳法律研究所） ※2022年2月までに発売予定
	記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験リアリスティック合格ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bI13xnySI2A	

【近日開催・公開講座】

- ・ 過去5年の法改正情報を総整理 ～民法の物権法・相続登記の義務化も～

7月17日（土）14：00～15：00 東京本校（高田馬場）LIVE & YouTube LIVE
松本

- ・ 受験経験者もやはり基礎！ 今から始めるリアリスティック一発合格松本基礎講座

7月17日（土）15：30～16：30 東京本校（高田馬場）LIVE & YouTube LIVE
松本

※上記の公開講座は、いずれもLIVEは予約制・定員制です。ご予約は以下のページからお願いいたします。受講生の方同士のソーシャルディスタンスを確保するためです。ご了承ください。

「【座席券】司法書士ガイダンス [東京本校 LIVE]」

<https://tatsumionline.stores.jp/items/60d1415fcfd940b2ba94bb2>

令和3年度司法書士試験
不動産登記法記述

田端恵子

事例の流れ

R3.4.15 事実関係1・2 聴取

- ・4.1 こまち社・はやぶさ社による吸収分割契約の締結
- ・4.14 佐藤一郎とはやぶさ社によるB建物の売買契約の締結（上記吸収分割の効力発生を条件とする。所有権移転時期特約あり）
- ・4.14 株式会社羽後銀行と株式会社奥羽銀行による共同根抵当権の分割譲渡契約

R3.6.10 事実関係1～5 登記申請

- ・(A土地) ①こまち社の商号変更, 本店移転, ②こまち社→はやぶさ社への所有権移転(第1欄に記載)
- ・(B建物) 佐藤一郎→はやぶさ社への所有権移転(6.10申請分だが解答不要)
佐藤一郎ははやぶさ社の取締役であるため, はやぶさ社の利益相反の承認とその議事録の添付が必要(第4欄)
- ・(A土地及びB建物) ①根抵当権の債務者であるこまち社の商号変更, 本店移転による変更, ②根抵当権の債務者の会社分割による変更, ③根抵当権の分割譲渡(第2欄)

R3.6.18 事実関係6 登記申請(6.10の登記は完了している)

- ・1番(あ) 根抵当権の債権の範囲の変更(第3欄)
- ・1番(い) 根抵当権の債務者の変更(第3欄)

1. 分量

問題文

	R3	R2	H31	H30	H29	H28
総ページ数	16	13	16	15	14	18
別紙の数※	5(7)	5	6(8)	8	6	8

※別紙1が「1-1」「1-2」に分かれているような場合には実質2枚としてカウントし、かっこ内に表示

解答

	R3	R2	H31	H30	H29	H28
申請書の数	7	6	6	5	7	7
申請書以外の解答の数	1	2	2	1	1	1
「登記不要」の数	3	2	1	0	0	1

本年の特徴★★★ 申請はするが解答に記載しない登記申請がある

R3	・ B建物の佐藤一郎→はやぶさ社への所有権移転登記 →P41 問1 かっこ書きの指示による (※)
H28	・ 5月25日申請の登記が甲土地・乙建物どちらにもあったが甲土地のみ 解答を求められ、乙土地の申請書(根抵当権の抹消)を記載しない ・ 「申請した登記が2件以上となる場合は、1番目に申請した登記を記載 しなさい」という指示により2件目の申請書(根抵当権の債権の範囲・ 債務者の変更)を記載しない
対 策	
解答しない申請書も含め、「今の登記記録はどうなっているか？」を 把握して解く。	

※部分的な不記載の指示のパターンもある。

例) 申請人は記載するが、「権利者その他の事項」欄に記載される事項は不要とする出題 (R2)、登録免許税の枠がない欄のある答案用紙 (R3, H30, H29)

その他の特徴

- ・甲土地，乙建物ではなくA土地，B建物
- ・P41 問2，問3の「本件不動産」とはA土地及びB建物のこと（P39 問題文2～3行目参照）
- ・登記識別情報又は登記済証を提供できない場合の記載に関する指示（P42 注意事項1(4)）
→この指示が入る場合には登記識別情報を提供できない登記申請が発生するのが定番だったが（R2，H31，H29に出題済み），今年は登記識別情報を提供できない申請が発生しなかった。
- ・【添付情報一覧】（P44）の登記済証の特定方法が「甲土地甲区1番の…」といったものではなく受付番号によるものだった。

2. 傾向と対策

従来どおりの傾向★★★ 別紙から名変等を読み取る

R3	<ul style="list-style-type: none"> ・こまち社の謄本（別紙3-1）により，本店移転及び商号変更の事実がわかる →A土地の所有権移転の前提として，これらの変更登記が必要（第1欄1件目）
過去の 本試験	<p>名変等の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係に書いている R2，H29 など ・別紙から読み取る H31（別紙の謄本から本店移転がわかる） ・事実関係と別紙の両方からわかる H28
対 策	
<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係，別紙どちらに記載されているパターンでも解けるよう，複数のバリエーションの問題を解く。 ・住所変更などがあっても，名変等を省略できる場合もあるので，名変等が生じている人は誰か？これから申請する権利の登記（EX.所有権移転登記）の前提として必要か？を検討する。 ・会社の謄本のチェック事項（※）を見逃さない。 	

※会社の謄本のチェック事項

商号変更、本店移転の有無、合併等の有無、取締役が誰か（利益相反の可能性）。

取締役との売買等の取引がある場合には、①利益相反行為に該当するか？を検討し、該当する場合には②必要な承認決議が得られているか？の記載を確認する（今回であれば P40 事実関係 3 の記載及び事実関係に関する補足 1 の記載により、承認決議が得られていることがわかる）。

従来どおりの傾向★★★ 問題文の指示（誘導）

R3	<p>・P40 事実関係 3 会社法上求められる手続及び登記の際に提供する添付情報について説明を行った旨 →「会社法上」と書いているので、会社の利益相反の可能性を考えられる。この時点では佐藤一郎が取締役だと気づいていなかったとしても、別紙 3-1 の確認により気づくことができる。 会社の利益相反の出題：H31（R3 と同じ売買）、H26</p> <p>・P41 問 3 「なお、…(あ)共同根抵当権と、…(い)共同根抵当権と記載すること。」 →事実関係 2(2) (P40) の分割譲渡はおそらくできるんだろうな、という予測が立つ。分割譲渡ができていなければ事実関係 6 の変更はすべてできなくなるため。</p> <p>・P40 事実関係 6(2) 「債務者をはやぶさ社のみとする」 →元々 1 番根抵当権の債務者はこまち社（旧秋田商店）のみだとわかるので、6/18 までに何かが発生しているな？となる。 この「何か」は会社分割による根抵当権の債務者の変更だが、知識が出てこなければ厳しいかも…</p>
R2	<p>・「権利の移転の方法によらずに」という記載（事実関係 9） →更正登記への誘導。H29 にも出題あり（H29 事実関係 10 参照）。</p> <p>・登記識別情報を提供することができない理由の記載 →登記識別情報の通知を受けていない者がいることのヒント（R3 ではないなかった）</p>

対 策

問題文の指示を守る・抽出する訓練。

「いつもの書き方」と違う部分にいかにつけるようになるか（逆に、スルーしてよい部分は読み流すことも大事）。

- ・「伏線を回収する」、「問題进行处理する」という意識を持つ。
問題文や注意事項には解答に影響する何らかの意味がある。

・誘導になる指示があっても答案に活かされないまま終わる指示もある

- ① 「申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは、
・・・当該法令を記載する。」（P42 注意事項 1(5)）
答案に影響があった例：H28（代位による登記申請）
- ② 登録免許税の免除・軽減の根拠法令の記載の指示（P43 注意事項 7）
答案に影響があった例：R2, H28（登免法 13 条 2 項，登免法 5 条 4 号など）。

・スルーしてよい注意事項

- ① 1 (2) 権利者等も記載するなどの指示
- ② 2 添付情報の記号に関する指示
- ③ 5 別紙は法律上適式に作成されている旨
- ④ 6 算用数字を使用する旨
- ⑤ 8 訂正方法等（「各欄に記載する文字は字画を明確に」という記載は本年度から）

3. 私達ができる記述式対策

(1) ひな型は無意識に書けるように

本試験で解答する申請書はオーソドックスなもの。また、判断ができて申請書が書けなかったら得点にならないので、ひな型は書けるように覚える。

解答する申請書（申請書以外の内容は除く）

R3	名変+住変, 所有権移転, 根抵当権の債務者の表示変更, 根抵当権の債務者の変更, 分割譲渡, 債権の範囲の変更, 債務者の変更
R2	所有権更正, 根抵当権設定, 住変+住居表示実施, 根抵当権の債務者の表示変更, 所有権保存, 共同根抵当権追加設定
H31	所有権移転(相続), 持分移転, 抵当権抹消, 住変, 極度額の変更, 所有権移転(売買)
H30	所有権移転(相続), 持分移転, 共有者全員持分全部移転, 地上権設定, 地上権への根抵当権設定
H29	住変, 所有権更正, 抵当権の債務者の相続による変更, 抵当権の債務者の住変, 抵当権の債務者の債務引受, 賃借権設定, 賃借権の抵当権に優先する同意の登記

(2) 連想パターンの修得

記述での問題の展開はある程度決まっているので、あらかじめ連想パターンとして修得しておく、「次は〇〇が起こるかな?」という連想ができるようになり、速く問題を解くことにつながる。

今回使えた連想パターン

会社のパターン

〇〇を分割会社とする会社分割があったら?

a 所有者・抵当権者・債務者（根抵当権以外）の場合

→ 契約書・計画書で所有権や債権・債務を承継する旨が定められていれば、会社分割による移転登記や変更登記が必要となる。契約や計画の内容次第ということである。

そのため、契約や計画の内容によることを証するために吸収分割契約書や新設分割計画書を提供する。登記事項証明書（会社法人等番号の提供で添付省略OK）だけでは足りない。

b 根抵当権者 or 根抵当権の債務者の場合

→ 元本確定前の根抵当権は、契約書・計画書の内容に関係なく吸収分割承継会社 or 新設分割承継会社との準共有になるので、いったん根抵当権の一部移転登記 or 変更登記を申請する。内容に関係ないので、契約書や計画書の提供は不要。

→ 根抵当権者 or 根抵当権の債務者の会社分割があっても元本は当然には確定しないが、設定者からの確定請求があるかも。

確定請求があった場合、会社分割から1か月以内 or 設定者が知った日から2週間以内の確定請求かどうか確認する。また、債務者兼設定者が債務者の会社分割を理由に元本確定請求することは認められていないことに注意する。

名変パターン

会社の登記事項証明書が出てきたら？

→ a 商号変更、本店移転での名変（更正）登記がある

→ b 会社と役員利益相反の判断の可能性はある

今回使えた必修問題集60の問題・解説

- ・不動産登記法 問題15 テーマは「会社分割」で、会社分割による所有権移転と根抵当権者の会社分割による根抵当権の一部移転を出題。解説には上記の連想パターンも掲載。
- ・不動産登記法 問題17 解説「会社のパターン」として利益相反を掲載。
- ・不動産登記法 問題19 根抵当権の分割譲渡を出題。

(3) 答練、模試で新作問題を解く

以下のメリットがある。

- ・過去問以外の「新作」問題に出会える
- ・失敗することができる
- ・連想パターンの蓄積
- ・時間切れ対策
- ・申請書以外の出題のバリエーションに慣れることができる（※）

(※) 記述式必修問題集60での取扱い

申請書以外のバリエーションの例	PU記述式必修問題集60 該当問題
本人確認情報に関する解答	問1
「仮に〇〇であった場合」の登記申請の可否等	問2, 問3, 問8, 問11, 問18, 問22, 問23, 問28
司法書士が説明した必要な登記申請	問5
登記原因証明情報の内容を記載させる	問5
登記申請できない事項	問4, 問6, 問19, 問25
相談・質問に対する司法書士の回答	問10, 問15, 問21, 問29

(4) 択一の知識の精度を上げる

① 択一の基本的な知識がないと解けないので、択一の精度を上げる（過去問を8割以上正解できるくらい）。

② テキスト等の教材以外まで範囲を広げ、すべての登記研究や先例を覚えるのは不可能
→ 「この登記をしなかったら問題のバランス（※）的にどうかな？」ということを考えて解答を決める（問題の空気を読む）。

※ 解答の記載量、他の申請情報の影響など

本問でいえば、第3欄は根抵当権の分割譲渡が申請できていないと2件とも登記不可となり、全体の解答量が例年に比べて少なく、バランスが悪い。

(5) 解法の確立

問題文を正しく把握することができれば、答案構成用紙を使うか使わないか、何を書くか書かないかはどうでもいい。

参考) 私が今年答案構成した事項

登記記録の図, 事実関係(軽く), どの欄に何を書くか(『A土地6/10㊟ 1らん』のように書く)

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット記述式必修問題集60』(辰巳法律研究所) 『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法 ②商業登記法 (辰巳法律研究所) 『だからあなたを合格(うか)らせたい! 司法書士一発合格法』(すばる舎)
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko
YouTube	https://www.youtube.com/c/keikotabata
LINE	公式LINE「田端恵子たつみチャンネル」
ブログ	「note」 https://note.com/keikotabata

【近日開催無料ガイダンス】※ご視聴はタイトル右の URL もしくは QR コードよりお願いします。

『今しかできない!今のうちにどうしてもやっておきたい!』

令和3年度司法書士試験 田端と一緒に自己分析』(無料)

・YouTube LIVE 7月16日(金)

講義 19:00~20:30

質問会 20:35~21:00

<https://youtu.be/5zEiv-3DTmQ>



『令和4年度司法書士試験断固合格!田端の合格カレンダー2022夏スタートVer』

(無料)

・YouTube LIVE 7月24日(土)

講義 14:00~15:00

質問会 15:05~15:30

<https://youtu.be/feOjA0wWnOM>



【無料受験相談実施中(7月・8月)】

公式LINEにて、受講相談メッセージを受付中です。
ぜひ「田端恵子たつみチャンネル」にご登録ください。
ご登録は右URLかQRコードよりお願いします。

<https://lin.ee/3lOriLo>



あなたの熱意
辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）